EZインベスト証券

取　引　説　明　書

店頭 CFD 取引

～EZ MT4～

EZ インベスト証券株式会社

金融商品取引業者登録番号　関東財務局長（金商）第 156 号

店頭 CFD 取引をされるに当たっては、この店頭 CFD 取引説明書（以下「本説明書」といいます。）及び別途交付する「店頭デリバティブ取引約款」の内容を十分に読んでご理解下さい。

店頭 CFD 取引は、取引対象である銘柄の価格の変動により損失が生ずることがあり、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、ご自身の責任と判断によりお取引いただきますようお願いいたします。

目次

重要事項 **2**
店頭 CFD 取引のリスクについて **3**
自動売買に関する注意喚起 **7**
CHAPTER 1. 取引開始までの流れ **8**
1 取引口座 8
2 本人確認及びマイナンバー 9
3 ID 及びパスワード 9
4 取引プラットフォームのダウンロード 10
CHAPTER 2. 取引概要 **11**
1 取引時間・注文受付時間 11
2 取引銘柄 11
3 証拠金 12
4 注文 13
5 入出金 17
6 ロスカット 18
7 両建てとなる取引 19
8 取引に関する書面 19
9 取引口座の維持等 19
10 税金について 20
11 契約の終了事由 20
12 資産の保全 20
13 特定投資家 21
CHAPTER 3. 店頭 CFD 取引に関する禁止行為 **22**
CHAPTER 4. 会社概要 **25**
CHAPTER 5. 取引用語 **26**

本説明書は、EZ インベスト証券株式会社（以下、「当社」といいます。）が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、店頭 CFD 取引の契約を締結する際に、あらかじめお客様に交付する契約締結前交付書面で、同法第 2 条第 22 項に規定される店頭デリバティブ取引である CFD 取引について説明します。

【店頭 CFD 取引のリスク等重要事項について】

1. お客様が行う店頭 CFD 取引の総取引額（想定元本）は、その取引についてお客様が預託した証拠金の額に比べて大きくなります。
2. お客様が行う店頭 CFD 取引は元本が保証された取引ではありません。取引を開始された後、店頭 CFD 取引価格や指標がお客様にとって不利な方向に変動した場合、お客様は損失を被る恐れがあります。また、当該損失の額がお客様の預託した証拠金の額を上回るおそれがあります。お客様の取引による損失が、お客様の預託した証拠金の額を上回り、不足金が発生した場合は、当該不足金を取引口座に差し入れていただく必要があります。
3. お客様が行う店頭 CFD 取引において、売買に関する取引手数料は無料です。ただし、お客様が売ることができる価格（ビッド）と買うことができる価格（アスク）には差があり、ある瞬間におけるビッドはアスクよりも低くなります。
4. 経済指標の発表あるいは意図しない相場の急変により、ビッドとアスクの価格差（スプレッド）が通常より広がる可能性及び意図した取引ができない可能性があります。
5. お客様が行う店頭 CFD 取引では、損失額が一定の水準を超えた場合、当社が定めた方法により、お客様のポジションを自動で決済するロスカット制度を設けられていますが、当該制度はお客様資産の一定額を保証するものではなく、相場状況によりお客様の損失の額が、お客様の預託した証拠金の額を上回る可能性があります。
6. お客様が行う店頭 CFD 取引は、インターネットを利用した取引であるため、通信障害、システム障害、異常レートの配信等により、取引不能、約定の取消し又は注文価格から乖離した価格での約定となる可能性があり、その結果としてお客様が損失を被ることとなる可能性があります。
7. お客様の注文約定後に当該注文に係る契約を解除すること［金融商品取引法第 37 条の 6（クーリング・オフ）］はできません。
8. 当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として次の業者との間でカバー取引を行っています。

カバー取引先 WGM Services Limited（金融商品取引業）
監督を受けている外国当局：キプロス証券取引委員会（CySEC）
登録番号：203/13
カバー取引先：LMAX Broker Limited（金融商品取引業）
監督を受けている外国当局：英国金融行為規制機構（FCA）
登録番号：783200

9. 当社は、お客様からお預かりした証拠金について、ファースト信託株式会社の顧客区分管理信託口において当社の固有財産とは区分して管理しております。なお、証拠金が信託口座へ入金されるまでの間は係る信託に基づく信託保全の対象となりませんが、その間においては金融庁長官の指定する金融機関において、お客様の証拠金であることがその名義により明らかな預金口座にて、当社の固有財産とは区分して管理しております。

10. お客様が行う店頭 CFD 取引は相対取引であるため、お客様の取引の相手方である当社、当社のカバー取引相手若しくはお客様の資金の預託先のいずれかの業務又は財産の状況が悪化した場合は、証拠金その他のお客様の資金の返還が困難になることで、お客様が損失を被る可能性があります。

【店頭 CFD 取引のリスクについて】

店頭 CFD 取引は全てのお客さまに無条件に適しているものではなく、以下に掲げるような固有リスクが存在し、その他様々なリスクが想定されます。お客様の知識、経験、財産の状況、および取引の目的等、様々な観点から、お客様ご自身がお取引を開始されることが適切であるかについて十分にご検討していただきますようお願いいたします。

（価格・指数変動リスク）

店頭 CFD 取引は、ハイリスク・ハイリターンの取引であり、元本が保証される取引ではありません。世界中で起こる様々な要因により、対象商品の価格が変動し損失が発生することがあります。相場が急激に変動した場合は、証拠金額以上の損失を被る可能性があります。

（信用リスク）

当社又は当社のカバー先にて、業務又は財産の状況が急激に悪化した場合、証拠金の入出金を含むお客様とのお取引全般が一時停止又は遅延する可能性があります。万が一当社が破綻した場合には、破綻した時点において信託保全されている資産は全て保護され、お客様へ返還されます。しかしながら、信託保全必要額は営業日ごとに算定され、不足が生じた場合は当該算定を行った日から 2 営業日後に追加信託を行うシステムであるため、算定日における信託保全必要額と信託財産の金額が一致しない場合もあります。したがって、信託保全された額と当日の信託保全必要額の差の部分に関しては信用リスクが存在し、これによりお客様の証拠金の一部が返還されずに損失となるリスクがあります。

（為替リスク）

決済通貨が日本円でない商品を取引した場合、取引損益を円換算する際に適用される外国為替レートの変動により、お客様の最終的な取引損益は変動します。

（流動性リスク）

原資産の取引市場又はカバー先の提供する流動性の低下に伴い、当社が提供する店頭 CFD 取引における流動性が低下することがあります。当社はお客様への取引価格の配信を停止することもあり、配信再開に至るまでの時間帯においては、取引（お客様による注文の発注及び変更並びにポジションの確認、当社にて受注済みの注文の約定、並びに自動ロスカットの執行）の一部又は全部が停止又は遅延するリスクがあります。また、当社が取引価格の配信を停止した場合は、停止前にお客様から受注した指値注文及び逆指値注文、並びに自動ロスカットの執行は、取引再開時のレートを基準として判定及び約定が行われます。したがって、価格配信の停止時に相場の急激な変動があった場合、お客様が指定した価格よりも大幅に乖離した価格による約定が発生する可能性もあり、また、お預けになった証拠金を超える額の損失（元本超過損）が生じる恐れもあります。

（取引、注文に関するリスク）

店頭 CFD 取引において、損失を限定させるための逆指値注文は、店頭 CFD の価格が一方向にかつ急激に変動する場合等には有効に機能せず、お客様が指定された価格よりも不利な価

格で約定され、不測の損失を被る可能性があります。特に、週末の重要ニュースなどにより前週終値と今週始値の乖離が発生するリスクが高く、週末をまたぐ逆指値注文の利用には注意が必要となります。

（相対取引にかかるリスク）

店頭 CFD 取引は当社との相対取引になります。お客様に提示する店頭 CFD の価格は LMAX Broker Limited の価格を基に当社が独自に提示する価格であり、原資産の価格で約定することを保証するものではありません。

（金利、配当金に関するリスク）

店頭 CFD 取引に発生する金利調整額は、銘柄該当国の通貨金利水準によって支払額の増加および受取額の減少、もしくは買建玉売建玉ともに支払いに転じる場合があります。また、金利は、各国の景気状況や政策など様々な要因により変化します。金利変動は取引価格の変動や日々の金利調整額に影響を及ぼします。

また、株価指数 CFD の原資産となる指数を構成する銘柄について配当が行われた場合、原則、買建玉では配当金調整額の受取り、売り建玉では配当金調整額の支払いが発生します。

（システム等のリスク）

取引に関連したお客様、当社、カバー先、通信会社等のシステム障害が発生した場合等には、情報配信、注文の発注・執行・訂正・取り消し等が遅延、不可能になる場合があり、不測の損失を被る可能性があります。

（レバレッジ効果によるリスク）

店頭 CFD 取引は、レバレッジ効果（てこの作用）により比較的少額の証拠金を差し入れることで、証拠金の何倍もの大きな金額（想定元本）の取引が可能となります。そのため、証拠金の額と比較して、わずかな価格の変動により大きな利益を得ることが可能な半面、大きな損失を被るリスクがあります。また、お客様がお預けの証拠金を超える額の損失（元本超過損）が発生するリスクもあります。

（スリッページリスク）

スリッページとは、お客様ご利用の端末と当社取引システムの間の通信時間差及びお客様の注文を受注後の当社取引システムにおける約定処理に要する時間により、お客様の発注時の注文価格と実際の約定価格との間に価格差が発生することをいい、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。特に、重要経済指標発表又はその他政治、経済情勢の影響等、週末発生した突発事象、重要な国際イベントの開催、週末の終値（クローズ価格）から週初の始値（オープン価格）の間に乖離が大きい場合、スリッページが予想外に拡大する場合がありますので、ご注意ください。お客様が成行注文、指値注文、逆指値注文等を行う際、取引の発注時に取引画面に表示されている注文価格と、実際の約定した価格との間に差が生じる場合があります。

（オンライン取引に関するリスク）

オンライン取引ではお客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が成立しない、もしくは意図しない注文が成立する可能性があります。また、当社又はお客様の通信機器、通信回線、システム機器等の故障・障害等により、一時的又は一定期間取引ができないもしくは注文が遅延する可能性があります。

オンライン取引は、電子認証に用いられる ID・パスワード等の情報が、窃盗・盗難により洩れた場合、その情報を第三者が悪用することでお客様に何らかの損失が発生する可能性があります。

（ロスカットに伴うリスク）

お客様の有効証拠金（証拠金額に対して未決済建玉による差損益額を加減した額）が必要証拠金（建玉を維持するのに必要な証拠金額）以下になった時点にて、お客様の建玉（ポジション）は、お客様への事前の通知が行われることなく、自動的かつ強制的に反対売買により決済されます（ロスカット）。ただし、ロスカットはお客様の必要証拠金の額が確保されることを保証するものではなく、相場が急激に変動した場合は損失額が預託した証拠金の額を上回るおそれがあり、取引時間外等の事由により直ちに反対売買ができない場合、取引開始までの相場変動により損失が拡大する可能性があります。

自動売買に関する注意喚起

店頭 CFD 取引では、MetaTrader 4（以下、「MT4」といいます。）という取引プラットフォームで自動売買取引のためのプログラム（Expert Adviser。以下、「EA」といいます。）を実行し、自動売買取引を行うことが可能です。自動売買については以下の各項目に十分ご留意いただき、ご自身の判断と責任において行っていただきますようお願いいたします。

① 当社は、EA、各種インディケータ及びモジュール（以下、「EA 等」といいます。）のプログラミングや使用方法等のサポートは、電話、メール、その他いかなる方法においても一切行わず、自動売買についていかなる保証・表明・推奨も行いません。

② EA 等を利用した自動売買は、プログラムの欠陥や誤作動等により不測の損害を被るおそれがあり、短期間で自動的に大量の取引が可能となる事から、自動売買を行わない場合と比較してお客様に発生する損害がより大きくなるおそれがあります。

③ EA 等の作成、検証及び実行については、お客様ご自身の判断と責任により行っていただくものであり、お客様がご自身で作成された EA 等か第三者が作成した EA 等であるかに拘らず、EA 等の利用に関する一切の損害について、当社はその責任を負いません。

④ EA 等を利用した自動売買は、お客様のコンピュータが起動し、インターネット回線が常時接続されている場合にのみ稼働します。その為、使用環境によっては EA 等が正常に稼働しない場合があり、お客様の意図した注文が約定せず、お客様に損失が発生するおそれがあります。

⑤ EA 等を利用した自動売買は、お客様のコンピュータが起動し、インターネット回線が常時接続されている場合であっても、システムメンテナンスその他の理由で当社との接続が遮断された場合等には再設定等を行う必要があります。当社は、お客様との常時接続を保証せず、接続遮断によりお客様に損害が発生した場合であっても、その責任を負いません。

⑥ EA 等を利用した自動売買において約定した注文は、お客様の意図しない注文であった場合等いかなる場合であっても約定後に当該注文を取り消す事はできません。

⑦ お客様が EA 等を利用する場合、プログラムの内容によっては、当社またはそのカバー先が運営管理するサーバー等の機器に対して過剰な負荷若しくは障害を与える可能性があるため、事前の通知なく当該 EA 等をご利用のお客様の取引並びに取引システムへのログインの停止を行う場合があります。

⑧ MT4 は、Meta Quotes Software 社(本社:ロシア)の開発した取引プラットフォームであり、MT4 は Meta Quotes Software 社の代理店より当社がシステム提供を受け、お客様に提供している商品の為、同社、代理店及び当社が当該システムの提供を休止または廃止した場合は、MT4 はご利用頂けなくなります。

⑨ お客様が MT4 を初めてインストールされた際にあらかじめ搭載された EA 等は構文のサンプルであり、当社は当該 EA 等による取引を推奨せず、かつ当該 EA 等についていかなる保証・表明も行いません。

■Chapter 1. 取引開始までの流れ

Chapter 1-1. 取引口座

お客様が店頭 CFD 取引（以下、「本取引」といいます。）を行うためには、当社に対し取引口座の開設を行っていただく必要があります。取引口座の開設の申し込みは、当社 WEB サイトの口座開設申込フォームから行っていただきます。なお、当社で取引口座を開設するにあたっては、原則として次の条件を満たしていただく必要があります。なお、取引口座開設のお申し込みをいただきましても、当社の審査によりお客様のご希望に添いかねることもありますので、予めご了承ください。

1. 本取引の特徴、仕組み、リスク等について十分に理解し、「店頭デリバティブ取引約款」及び本説明書の内容に全て同意して頂き、ご自身の責任と判断で取引できること
2. 当社が定める基準を原則満たしていること
   - ① 当社から電子メールもしくは電話で直接口座開設者ご本人と常時連絡をとることができること。お客様が法人の場合、取引担当者と常時直接の連絡が取れること
   - ② インターネットの利用環境が整っており、ご自身の電子メールアドレスをお持ちであること
   - ③ 契約締結前の交付書面、契約締結時の交付書面、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法によりご承諾頂けること
   - ④ 日本国のみに居住する満 20 歳以上 80 歳未満の行為能力を有する個人（成年被後見人、被保佐人、被補助人を除く。）であること。お客様が法人の場合、日本国内に本店が登記されている法人であること、かつ取引担当者及び全ての実質的支配者が日本国のみに居住していること
   - ⑤ 本サービスにかかる店頭デリバティブ取引約款及び本説明書、その他当社の定める規則等を理解するに十分な日本語の能力をお持ちであること
   - ⑥ お客様が当社に登録する金融機関口座（送金先預金口座）は、国内の金融機関口座を指定していただけること
   - ⑦ お客様の個人情報を正確にご登録頂けること及び所定の本人確認が行えること
     マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために本取引を行わないこと及び反社会的勢力の団体及びその一員でないこと
   - ⑧ 金融商品取引に関する業務を行う業者（法令又は加入する金融商品取引業協会の定める規則等によって、所属する役職員による本取引が禁止され又は不適切であるとされている場合に限る。）に勤務していないこと。お客様が法人の場合、デリバティブ取引を行うことが、法令その他規則または定款、及びその他の内規等に違反せず、法人又は団体等の意思決定機関（取締役会等）により取引の承認及び取引担当者の選任の決議のあること

⑨　お客様及びその家族が、外国 PEPs（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則 15 条に掲げる者）に該当しないこと。お客様が法人の場合、全ての実質的支配者が外国 PEPs に該当しないこと

⑩　その他当社が定める基準を満たしていること

※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を総合的に勘案し当社が反社会的勢力又はこれに類するとみなしたものも含みます。

Chapter 1-2. 本人確認及びマイナンバー

犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)の規定に基づき、当社では、お客様に対して所定の本人確認を行います。お客様は、口座開設に係るお手続き時及び口座開設後に当社が求める際には、所定の本人確認書類をご提出いただく必要があります。

併せて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」に基づき、口座開設のお手続の際にはお客様のマイナンバー（個人番号又は法人番号）を確認できる書類をご提出いただきます。ご利用頂ける本人確認書類、法人確認書類、及びマイナンバー確認書類は当社 WEB サイトをご覧ください。

Chapter 1-3. ID 及びパスワード

当社では、口座開設のお申込に関する審査を行った後に、法人取引口座の場合は本店所在地及び取引担当者様の本人確認書類に記載の住所の両方へ、個人取引口座の場合は本人確認書類に記載された住所宛に、転送不要指定の簡易書留郵便にて、お客様専用 Web ページ（以下「マイページ」といいます。）の ID、取引口座の ID 及びパスワードを記載した口座開設通知書を送付いたします。この書類がそれぞれの送付先へ正常に到達した時点において、口座開設手続きが完了します。

【注意事項】

1. 転送不要郵便の不着等により本人確認ができない場合は、取引を開始することができません。取引に必要な ID 等は郵送でのみ通知いたします。
2. ID 及びパスワードを紛失若しくは失念された場合は、当社カスタマーサポートまでご連絡ください。当社においてお客様ご本人であることを確認の上、対応させていただきます。なお、パスワードにつきましては、セキュリティの観点から電話等でお知らせすることはできませんので、予めご了承ください。
3. 当社が発行するパスワードは初期パスワードとなります。マイページのパスワードは、お客様ご自身で当社 WEB サイトの「マイページ」より、取引口座のパスワードは MT4 上にて、お客様ご自身で変

更していただきますようお願いいたします。

Chapter 1-4. 取引プラットフォームのダウンロード

当社の取引プラットフォームである MetaTrader 4（MT4）を、お客様の PC にインストールしていただきます。インストール及び動作に必要な環境は次のとおりです。

OS	Windows8、Windows8.1、Windows10 ※Windows10 を推奨します（Mac OS はサポートしておりません）。
CPU	1GHz 以上 ※2GHz 以上を推奨します。
メモリ	512MB 以上 ※1GB 以上を推奨します。
通信回線	光ファイバーや ADSL などのブロードバンド環境

■Chapter 2. 取引概要

Chapter 2-1. 取引時間・注文受付時間

1. 取引時間・注文受付時間 当社が別途指定する特定日及びにメンテナンス時間を除き、原則として下表の時間帯に取引が可能です。また、取引時間外においては約定・注文発注・注文変更を行うことができませんのでご注意ください。なお、特定日については WEB サイト等で事前に告知します。また、下表の取引時間等についても、市況又はカバー取引先等における取引状況の変化等に伴い、随時、予告なく変更となる場合がありますのでご了承ください。最新の取引時間につきましては、当社 WEB サイトにてご確認いただきますようお願いいたします。

米国標準時間採用時	米国夏時間採用時
【下記以外の銘柄】 日本時間 月曜日午前 8:00 ～ 土曜日午前 7:00 （毎日午前 7:00～8:00 のメンテナンス時間帯を除く） 【DAX30】 日本時間 月～金 午前 9:30 ～ 翌日午前 6:00 【HongKong50】 日本時間 月～金 午前 10:15 ～ 翌日午前 3:45	【下記以外の銘柄】 日本時間 月曜日午前 7:00 ～ 土曜日午前 6:00 （毎日午前 6:00～7:00 のメンテナンス時間帯を除く） 【DAX30】 日本時間 月～金 午前 9:30 ～ 翌日午前 5:00 【HongKong50】 日本時間 月～金 午前 10:15 ～ 翌日午前 3:45

2. メンテナンス時間

メンテナンスのため毎日、米国標準時間採用時は日本時間午前7:00～8:00、米国夏時間採用時は日本時間午前6:00～7:00の時間帯は取引ができません（一部銘柄を除く）。この間の約定・発注・注文変更は行われません（毎週土曜日の取引終了時から翌月曜日の取引開始時までの時間帯も同じです。なお、口座へのログインは可能です）。

Chapter 2-2. 取引銘柄

1. 取引銘柄

取引可能な銘柄は、当社 WEB サイトをご覧ください。なお、政情の急変その他の理由により、取引銘柄が追加・変更・廃止される場合があり、その場合も当社 WEB サイトで告知します。

2. 取引価格

① 当社がお客様に提示する取引価格は、当社のカバー先から配信された取引価格を参考に、当社所定の基準に従い、当社が独自に提示する取引価格です。

② 当社はお客様に売値（ビッド）と買値（アスク）を同時に提示しますが、お客様はビッドの取引価格で売り注文を、アスクの取引価格で買い注文をすることが可能です。

③　ビッドの取引価格とアスクの取引価格には値差（スプレッド）があり、スプレッド分だけアスクの取引価格はビッドの取引価格よりも高くなっています。

④　スプレッドは流動性や市場環境の急変などにより変動する場合があります。

(ア) 金利調整額（オーバーナイト金利）

株価指数 CFD は、金利調整額（オーバーナイト金利）の対象となります。ニューヨーク時間午後 5 時（米国標準時間採用時：日本時間午前 7 時、米国夏時間採用時：日本時間午前 6 時）にポジションを持ち越した場合、金利調整額の受払いの対象となります。金利は、株価指数 CFD の該当国における実勢市場金利に基づいて算出されますが、当該国の通貨金利水準動向によって支払額の増加及び受取額の減少、もしくは買建玉、売建玉ともに支払いの場合もあります。

3.　配当金調整額

株価指数 CFD は、配当金調整額の対象となります。配当金調整額発生日のニューヨーク時間午後 5 時（米国標準時間採用時：日本時間午前 7 時、米国夏時間採用時：日本時間午前 6 時）にポジションを持ち越した場合、原則として買いポジションは配当金調整額の受取りとなり、売りポジションは支払いとなります。但し、DAX30 の提示価格は配当込みの価格となり、配当に対して課税された額を調整するため、買いポジションは配当調整額の支払いとなり、売りポジションは受取りとなります。

Chapter 2-3. 証拠金

1.　証拠金に関する用語

名　称	内　容
残高	入出金、実現損益及び金利調整額、配当金調整額の受け払いを反映させた、お客様の資金残高
有効証拠金	「残高」に、全てのポジションの未確定損益総額を加減算した、お客様の資金残高の時価評価額であり、リアルタイムに算定されます
必要証拠金	銘柄毎の取引及び保有するポジションを維持するために必要な証拠金
余剰証拠金	有効証拠金から必要証拠金を控除した額であり、余剰証拠金の範囲で新たなポジションを保有したり、出金したりすることが可能です 余剰証拠金＝有効証拠金－必要証拠金
証拠金維持率	必要証拠金に対する有効証拠金の比率 証拠金維持率＝有効証拠金÷必要証拠金×100(%)

※お客様の取引口座の状況により、ご希望額の出金ができない場合がありますので、予めご了承ください

2.　必要証拠金の金額

最小取引単位（詳しくは当社 WEB サイトをご覧ください）の必要証拠金の額は、個人のお客様の場

合は取引総代金（想定元本）に対し 10%以上、法人のお客様の場合は 3%以上になる金額で、銘柄毎に当社が別途定めます。

① 必要証拠金の額は、予告なく変更される場合があります

② 上記の変更により、お客様の資金残高の時価評価額（有効証拠金）がポジションを維持するために必要な金額を満たさない場合、お客様に事前に通知することなく、ロスカットによりポジションが決済されます

3. 証拠金の通貨及び有価証券等の代用

証拠金は日本円のみの取扱いとし、外貨及び有価証券の代用はできません。

Chapter 2-4. 注文

1. 注文の種類

注文には、次の種類があります。

成行	お客様が銘柄の別、取引の数量、注文の種類（売買の別）のみ指定し、価格を指定せずに、任意のタイミングで売買する注文であり、当社システムで受付けた（受注）順に執行します。約定は、実際に注文を約定処理する時点において当社が約定に用いる価格（当社がカバー先から配信を受けた価格を基準とする価格であり、お客様へ配信する価格*と同じです。以下「当社基準価格」）にて行われます。 *当社がカバー取引先から配信を受ける価格は、カバー取引先が取引を行なう複数の金融機関等が提示する価格から形成されており、最新かつ最良の価格を基に生成されています。（以下「最良価格」といいます。以下同じです。） *お客様への配信価格は、当社システムより配信されてから、お客様の端末にて実際に画面に表示されるまでの間には、通信に伴う時間差が生じます。 《約定の数量について》 お客様の注文数量が、最良価格にて約定可能な数量を超える場合は、注文は、当該約定可能な数量まではこの最良価格において約定し、余った数量に関しては、その次の最良価格にて約定されます。その次の最良価格帯における約定可能数量を以ってしても注文数量の全部が約定しない場合は、さらにその次の最良価格帯における約定が行われ、以降順次これを繰り返します（以下同じです。） 《スリッページについて》

	お客様が成行注文を行う際、お客様の発注時に取引画面に表示している価格と、実際の約定価格との間に価格差が生じる場合があります。この価格差は、お客様の端末と当社システムの間の通信に伴う時間、及び当社システムの約定処理にかかる時間により生じ、お客様に有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。相場急変時には、スリッページ幅が通常より大きくなる場合もあり、お客様にとって意図しないスリッページが発生する可能性もあります。 EZ MT4 では、スリッページの許容幅の設定は出来ず*、お客様からの注文は全て、当社システムへ到達後に約定処理される時点における当社基準価格（最良価格）にて約定処理されます。 ＊ 欄外脚注の**《ご注意！》**も必ずご参照ください。
指値注文	買いたい（又は売りたい）価格を指定して注文する方法であり、買いたい場合は現在の価格よりも低い価格を指定し、売りたい場合は現在の価格よりも高い価格を指定し、注文時点より有利な方向の価格で約定することを期待する注文。当社システムでは、提示価格（当社基準価格）が指定価格に達した時点で成行注文が発注されます（当社基準価格がお客様の指定した価格に達した時点をトリガーとして、成行注文が発注されます。）。 **※当社の指値注文は、お客様が指定した価格では約定しない場合があり、お客様にとって有利又は不利となるスリッページが発生する可能性があります。** 相場急変時には、スリッページ幅が通常より大きくなる場合もあり、お客様にとって意図しないスリッページが発生する可能性もありますのでご注意ください。 ※為替相場急変時や、週末終値と週初始値の乖離には特にご注意ください。 ※EZMT4 では、スリッページの許容幅の設定は出来ず、お客様からの注文は全て、当社システムへ到達後に約定処理される時点における当社基準価格（最良価格）にて約定処理されます。
逆指値注文	指値注文と同様に価格を指定して行う注文ですが、指値注文とは異なり買いたい場合は現在の価格より高い価格を指定し、売りたい場合は現在の価格より低い価格を指定します。逆指値注文は、提示価格（当社基準価格）が指定価格の範囲に達した時点で成行注文が発注されます（当社基準価格がお客様の指定した価格に達した時点をトリガーとして、成行注文が発注されます。）。したがって、成行注文及び指値注文と同様に、スリッページが生じる場合があります。 ※為替相場が急変する時や、週明け月曜日の始値には特にご注意ください。 ※お客様にとって有利又は不利となるスリッページが発生する可能性があります。

	※為替相場急変時や、週末終値と週初始値の乖離には特にご注意ください。 ※EZMT4 では、スリッページの許容幅の設定は出来ず*、お客様からの注文は全て、当社システムへ到達後に約定処理される時点における当社基準価格（最良価格）にて約定処理されます。 * 欄外脚注の**《ご注意！》**も必ずご参照ください。
トレイリング・ストップ	逆指値による決済注文において、逆指値の指定価格を価格変動に連動させる基点（利益の値幅）を設定することにより、指定価格が自動的に修正される注文方法です。 連動する値幅をポイント（為替レートの取引最小単位）によって設定することで、相場の変動（上昇・下落）を追跡して、自動的に決済注文価格が変動します。 相場が有利な方向に動いた場合、設定した値幅に従い、決済価格が有利な価格に変更されます。 相場が不利な方向に動いた場合、決済価格は変更されず、最後に変更された価格に留まります。 ※トレイリング・ストップは、保有している未決済建玉において、指定した値幅分を超える利益が出た時点にて初めて発動します。利益の出ていないポジションにトレイリング・ストップを設定しても機能しません。 ※当注文は、MT4 にログインして稼動させている間のみ機能します。つまり、MT4 を稼動させていない間は、レートが変動してもトレイリング・ストップは発動せず、決済逆指値価格は自動的に修正されません。
OCO 注文	条件を指定した二つの注文を同時に出し、片方の注文の条件が成立したら、もう一方の注文が自動的にキャンセルされる注文です。
IF DONE 注文	新規にポジションを保有するための条件を指定した注文と、当該新規注文が成立した時点で有効となる決済注文をセットで行う注文です。
IF DONE OCO 注文	新規にポジションを保有するための条件を指定した注文と、当該新規注文が成立した時点で有効となる決済のための OCO 注文をセットで行う注文です。
任意数量決済	保有するポジションのうち、任意の数量を指定して行う決済注文です。
ポジション選択決済	保有するポジションのうち、任意のポジションを指定して行う決済注文です。

※成行、指値、逆指値等の注文は、お客様の端末において提示されたとおりの価格にて約定することが保証されているものではなく、市場の急変又は約定処理若しくは通信上のタイミングによって、提示価格と約定価格とに差（スリッページ）が生じる場合があります。

《ご注意！》

EZ MT４の取引プラットフォームには、**メニューバー「ツール」⇒「取引」タブ⇒「価格誤差のデフォルト」欄に、「デフォルトを指定」のチェックボックスとプルダウン**がありますが、**この機能は使えません**。この箇所にて**数値を指定して「OK」を押下しても、「OK」ボタンは作動しますが、スリッページの許容幅等は指定されません**のでご注意ください。

2. 注文方法

本取引の売買注文は、インターネットを利用したオンラインによる受注とし、電話、FAX、その他の方法による受注は一切受け付けません。お客様は、当社の提供する取引プラットフォームを使用して次の事項を入力し、その内容を確定させることにより発注することができます。

① 取引を行う銘柄
② 注文の種類（上記の成行注文、指値注文、逆指値注文等）
③ 「売り」又は「買い」の別
④ 「新規」又は「決済」の別
⑤ 取引数量
⑥ 価格（指値注文、逆指値注文等の場合のみ）
⑦ 上記のほか、当社の定める事項

3. 注文の受付及び約定

お客様が注文の入力及び確定を行った後、当社が当該データを受信した時点で注文の受付けとなります。当社がお客様の注文を受注した場合、原則として遅滞なく約定させるよう努めますが、市場の流動性の低下等により、約定に時間を要する場合があります。このような場合、本取引では時間優先の原則により約定処理をいたします。したがって、同じ価格の注文であっても、成立する注文と不成立となる注文が生じる場合があります。また、急激な価格変動等により、お客様が発注した時点の価格と当社のサーバーで当該注文を受信した時点の価格が大幅に乖離した場合や、流動性の極端な低下等により、注文が成立しない場合があります。

4. 注文の変更・取り消し

注文の変更・取り消しは以下の通りです。

① 約定前の注文（指値注文等）は変更・取り消しが可能です
② 決済のための指値注文等は、対象ポジションが成行注文等により決済された場合には、自動的に取り消されます
③ 取引時間外（週末を含みます。）には、注文の変更・取消しを行うことができません。

5. 取引数量について

最小取引単位は、各銘柄 1～100 取引単位です（銘柄によって異なります。詳しくは当社 WEB サイトをご覧ください)。注文入力画面では、数量 0.10 ロットが最小取引単位となります。数量 1.00 ロットはその 10 倍の取引単位となりますのでご注意ください。

6. 決済期限、契約の終了について

本取引は、ロスカットによる強制決済の場合を除き、お客様が決済の指示をされるまでポジションを繰り越す（ロールオーバーする。）ため、決済期限はありません。また、取引時間内に反対売買することにより、ポジションの決済はいつでも可能です。なお、ポジションが存在する状態で口座の解約等により契約を終了させる場合、残存ポジションは当社の通知により、当社の任意で処分されます。

7. 取引手数料

取引手数料は、新規・決済ともに無料です。ただし、取引価格にはスプレッドがあり、これがお客様の負担する取引コストとなります。

8. 受渡取引について

本取引では、受渡取引（Chapter 5. 「取引用語」をご参照ください。）はできません。差金決済によるお取引となります。建玉は、反対売買による決済により、手仕舞うことができます。

9. 決済に伴う損益の授受

反対売買による決済の結果生じた損益は、下記の計算式により算出し、証拠金から清算されます。

《決済通貨が日本円である銘柄》取引銘柄数量 × 約定価格差

《決済通貨が日本円ではない銘柄》取引銘柄数量 × 約定価格差 × 円換算レート

決済の結果生じた 1 円未満の損益に関しましては、当社において 1 円未満の損益金額を切り捨てた上で、損益金額を確定します。

※約定価格差とは、新規建玉時の約定価格と決済約定価格との差ですが、建玉の売買の別により計算方法が異なります。

10. 取引に起因する債務の履行の方法

本取引にて発生したお客様の債務の履行は、必要額を日本円にて当社へ入金する方法に限ります。

Chapter 2-5. 入出金

1. 口座開設時最低預託証拠金

口座開設時の最低預託証拠金の制限はありません。

2. 証拠金の預託方法及び取引口座の反映

お客様による証拠金の預託は、当社指定の金融機関銀行口座へ円貨による送金により行っていただきます。当社指定金融機関口座へ送金された証拠金については、係る入金を当社指定の金融機関口座

において確認が完了した時点でお客様の取引口座に反映されるため、お客様が送金手続きをされてから取引口座に反映されるまで、一定のタイムラグが生じることにご注意ください。特に、銀行等による処理の遅延その他の理由により入金の確認が遅延し、その結果生じたロスカット等につきましては、当社は責任を負いかねますので、余裕をもった資金管理を行っていただきますようお願いいたします。なお、証拠金の入金に係る送金手数料は、お客様のご負担となります。

クイック入金のご利用にあたっては、マイページにログインしお手続きください。約 380 の金融機関を手数料無料（当社負担）にてご利用頂けます（ただし、一部金融機関においては、お客様と当該金融機関との契約の内容によっては、クイック入金においても送金手数料が発生する場合があります。詳細につきましては、ご利用の金融機関へお問合せください。）。

※クイック入金は、現在休止中のため、ご利用いただけません。

3. 出金手続き

出金の依頼は、余剰証拠金の額を上限として、当社 WEB サイトの出金依頼フォームに入力・送信を行う方法により行っていただきます。当社は、各営業日の日本時間午後 3 時までに出金依頼を受けた場合、当該依頼が有った日から起算して 5 営業日以内に、口座開設時、またはマイページにてお客様ご自身で変更されたお客様名義の金融機関口座へ送金する方法により出金いたします。出金に関しては、以下にご留意ください。

① 出金依頼は、必ず出金依頼フォームにより行ってください
② 出金手続きは、原則 1 日 1 回を限度とします
③ 一部出金のご依頼は、1 万円以上とさせていただきます（1 万円未満のご出金は、全額出金のみ可能です）。また、出金後の口座残高が 1 万円未満となる一部出金依頼は受け付けられません。
④ 各営業日の日本時間午後 3 時までに出金依頼された場合、原則として同時刻を過ぎると金額変更や出金予約の取り消しができなくなります
⑤ 出金に係る送金手数料は、当社が負担します

Chapter 2-6. ロスカット

（1）値洗いについて

本取引では、リアルタイムにお客様の取引口座における未決済ポジションの値洗い（時価評価）を行います。値洗いは、買いポジションに対してはビッドの取引レートで、売りポジションに対してはアスクの取引レートで評価します。

（2）ロスカットについて

上記の値洗いの結果、余剰証拠金が 0（ゼロ）以下になった場合（有効証拠金の額が必要証拠金の額以下となった状態であり、証拠金維持率が 100%以下になった場合）、お客様の未決済ポジションが、評価損の大きいポジションから順に、余剰証拠金が 0（ゼロ）を上回るまで、自動的に成行注文による反対売買により決済されます。この一連の処理をロスカットと呼び、お客様の資産を保全する

ことを目的とした制度ですが、市場の動向により、お客様が預託された取引証拠金を超える損失が生じる可能性があります。ロスカットについては以下にご留意ください。

① ロスカットは、お客様への事前の通知無く行われます。

② 事前の通知が無く必要証拠金の額が変更され、ロスカットとなる場合があります。

③ ロスカットによる強制決済は、ロスカットライン（証拠金維持率 100%）に達した時点で成行にて反対売買されるため、流動性の極端な低下によりロスカットの判定と強制決済にタイムラグが生じ、損失が拡大する可能性があります

④ ロスカットによって反対売買が行われた結果、お客様に債務が生じた場合は、お客様は当社が指定する期日までに当社に対して残債務の弁済を行う必要があります。

Chapter 2-7. 両建てとなる取引

本取引では、両建てとなる取引（同一銘柄の買いポジションと売りポジションを同時に保有する取引）を行うことが可能ですが、両建てとなる取引は、スプレッドを二重に負担することや、金利調整額及び配当金調整額に逆ザヤを生じることから、経済的合理性を欠く取引であり、推奨いたしません。両建てを行った際の必要証拠金は、買いポジションと売りポジションいずれか多い方の数量と、各ポジションの約定価格の平均値を基準に計算されます（MAX 方式）。

Chapter 2-8. 取引に関する書面

本取引では、取引に関する書面（契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引法の定めにより交付すべき書面を含みます。）は、当社の提供する取引プラットフォームを利用した電磁的方法（レポート）により随時交付することとし、郵送等による紙媒体での交付は行いません。お客様におかれましては、電磁的方法により交付される各書面の内容をよくご確認いただき、万が一記載内容に疑義や相違が生じた場合は、速やかに当社にご照会ください。

Chapter 2-9. 取引口座の維持等

本取引の取引口座には、口座開設費・維持費・管理費等の費用はかかりません。取引口座は原則としてお客様の意思で維持することが可能ですが、Chapter2-11 に定める取引の終了事由に該当する場合、又はお客様本人による取引が行えないと合理的に判断される場合は、本取引の提供を停止するとともに取引口座を閉鎖することがあります。また、お客様の取引口座において、相当期間お取引が確認出来ない場合には、本取引の提供を停止した上で、取引口座を閉鎖することがあります。お客様からのお申し出による取引口座の閉鎖は、ポジションを全て決済し、証拠金を全額出金されたうえ、電子メールで当社までご依頼ください。なお、口座閉鎖後に再度取引を開始する場合は、改めて口座の開設が必要となります。

Chapter 2-10. 税金について

個人が行った本取引で発生した益金（売買による差益及び金利調整額、配当金調整額の収益をいいます。以下、同じ。）は、平成 24 年 1 月 1 日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。法人が行った本取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

※ 復興特別所得税は、平成 25 年から令和 19 年まで（25 年間）の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

金融商品取引業者は、お客様が本取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。 詳しくは、税理士等の専門家にお問い合せ下さい。

Chapter 2-11. 契約の終了事由

別に交付する「店頭デリバティブ取引約款」第 24 条に定める事由に該当する場合、お客様が未決済のポジションを保有している場合であっても本取引口座は閉鎖され、契約は終了します。当該事由により取引が終了する場合であってお客様が未決済のポジションを保有している場合、当社の任意で当該ポジションを決済する場合がありますのでご注意ください。契約の終了事由の主なものは、次のとおりです。

① 支払い不能の状態であることが合理的に認められる場合
② お客様の責めに帰すべき事由により、当社からお客様への連絡が不能となった場合
③ 死亡した場合、又は心身機能の低下その他の事由により、本取引の継続が困難若しくは不能となった場合
④ お客様が取引口座の閉鎖を申し出られた場合
⑤ お客様の取引口座において、相当期間お取引が確認出来ない場合

Chapter 2-12. 資産の保全

当社は、お客様からお預かりしている資産をファースト信託株式会社において、当社の固有財産と区分し、信託財産として管理しています。当社の信用状態が悪化し、支払い不能の状態となった場合には、ファースト信託株式会社から受益者代理人へ直近の信託額算出時点での信託財産が返還され、お客様に帰属する分別管理必要額に応じて按分された金額が、受益者代理人を通してお客様に返還されます。ただし信託による管理は、取引自体の元本を保証するものではなく、ファースト信託株式会

社は資産の管理のみを行い、お客様の資産の返還を保証するものではありません。また、分別管理必要額は営業日ごとに算定していますが、当該算定を行った日から 2 営業日後に差替えを行うため、算定日における分別管理必要額と信託財産の金額は一致しません。当社では、算定日から差替え日までの間のお客様の資産は、金融庁長官の指定する金融機関において当社の固有財産とは区分して管理しております。

Chapter 2-13. 特定投資家

当社では、金融商品取引法第 2 条第 31 項の定めにかかわらず、お客様からのお申し出が無い場合、特定投資家ではないものとして、取り扱わせていただきます。

Chapter 3. 店頭 CFD 取引に関する禁止行為

当社は金融商品取引法による規制対象商品である店頭 CFD 取引の受託等（一般顧客を相手方として店頭 CFD 取引を行い、又は一般顧客のために店頭 CFD 取引の媒介、取次ぎもしくは代理を行う行為をいいます。以下同じ。）に関して、下記の禁止行為を遵守します。

1. 店頭 CFD 取引契約（お客様を相手方とし、又はお客様のために店頭 CFD 取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関し、お客様に対して虚偽の事項を告げる行為
2. お客様に対し、不確実な事項についての断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭 CFD 取引契約の締結を勧誘する行為
3. 店頭 CFD 取引契約締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問し又は電話をかけ、店頭 CFD 取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にあるお客様に対する勧誘は禁止行為から除外されます。）
4. 店頭 CFD 取引契約締結につき、その勧誘に先立ち、お客様に対して、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
5. 店頭 CFD 取引契約締結につき、お客様があらかじめ当該店頭 CFD 取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。) を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けたお客様が当該店頭 CFD 取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
6. 店頭 CFD 取引契約締結又は解約に関して、お客様を不快にさせるような時間帯に電話又は訪問により勧誘する行為
7. 店頭 CFD 取引について、お客様に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補てんするため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
8. 店頭 CFD 取引について、自己又は第三者がお客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
9. 店頭 CFD 取引について、お客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため、当該お客様又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
10. 本書面交付に際し、本書面内容について、お客様の知識、経験、財産の状況及び店頭 CFD 取引契約を締結する目的に照らし、当該お客様が理解するために必要な方法及び程度による説明をしないこと
11. 店頭 CFD 取引契約締結又はその勧誘に関し、重要事項につき誤解を招く表示をする行為

12. 店頭 CFD 取引契約について、お客様若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又はお客様若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約束させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
13. 店頭 CFD 取引契約締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴力的行為若しくは脅迫的行為
14. 店頭 CFD 取引契約に基づく店頭 CFD 取引行為をすることその他の当該店頭 CFD 取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
15. 店頭 CFD 取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は保証金その他の保証金を虚偽の相場を利用すること。その他不正手段により取得する行為
16. 店頭 CFD 取引契約締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該店頭 CFD 取引契約の締結を勧誘する行為
17. あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により店頭 CFD 取引をする行為
18. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、店頭 CFD 取引をする行為
19. 金融商品取引又はこの受託等について、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、銘柄、数、価格（デリバティブ取引にあっては、これらに相当する事項）のうち同意が得られないものについて、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者等がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を書面によらないで締結する行為（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により締結するものを除きます。）
20. 店頭 CFD 取引行為について、お客様に対し、当該お客様が行う店頭 CFD 取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引よって発生し得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似の行為をすること
21. 通貨関連デリバティブ取引（店頭 CFD 取引を含みます。22 において同じ。）について、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）は金融庁長官が定める額に不足する場合、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
22. 通貨関連デリバティブ取引について、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）は金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
23. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること

24. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含みます。）
25. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

■Chapter 4. 会社概要

当社の概要について

【商 号】

EZ インベスト証券株式会社

【本 店】

〒106-0044 東京都港区東麻布二丁目 22 番 5 号 ベルス麻布 2 階

FAX：(03) 5572-7742

【設立年月日】

平成 17 年 3 月 16 日

【事業内容】

第一種金融商品取引業

【登録番号】

関東財務局長（金商）第 156 号

【資本金】

4 億 1,194 万 1,590 円（令和 2 年 2 月 19 日現在）

【代表者】

代表取締役社長　大森恒郎

【加入している金融商品取引業協会】

日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会

【お取引に関する各種お問い合わせや苦情等】

カスタマーサポート

フリーコール 0120-205-810（当社営業日の午前 9 時～午後 5 時）

【ADR 機関】

お客様は、以下の機関による苦情処理、紛争解決の枠組みの利用を行うことが可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

フリーダイヤル 0120-64-5005（月曜日～金曜日 祝日等を除く 午前 9 時～午後 5 時）

http://www.finmac.or.jp/

■Chapter 5. 取引用語

店頭 CFD 取引においてよく用いられる用語は以下のような意味を有します。ただし、当社との間の取引に関して、取引契約約款又は本取引説明書において別途定義されている場合には、その定義された意味を有するものとします。また、他社との間の取引においても、異なる意味で以下の用語が用いられている可能性がありますので、お客様の責任にてご確認ください。

【ビッド(Bid)】

金融商品取引業者等が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申し出をすることをいいます。顧客はその価格で売り付けることができます。(⇔アスク)

【アスク（Ask)】

金融商品取引業者等が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申し出をすることをいいます。顧客はその価格で買い付けることができます。(⇔ビッド)

【受渡決済（うけわたしけっさい)】

先物取引やオプション取引をその原商品とその対価の授受により決済する方法をいいます。

【売りポジション（うりぽじしょん)】

売付取引のうち、決済が結了していないものをいいます。(＝売り建玉：うりたてぎょく)

【買いポジション（かいぼじしょん)】

買付取引のうち、決済が結了していないものをいいます。(＝買い建玉：かいたてぎょく)

【カバー取引　（かばーとりひき)】

金融商品取引業者が顧客を相手方として行う店頭 CFD 取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭 CFD 取引と取引対象銘柄、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う取引をいいます。

【機関投資家（きかんとうしか)】

生命保険会社や信託銀行・年金基金・ヘッジファンド等を呼びます。

【差金決済（さきんけっさい)】

店頭 CFD 取引や先物取引、オプション取引の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

【ショート】

ある銘柄の売り持ちの状態を言います。(⇔ロング)

【ロング】

ある銘柄の買い持ちの状態を指します。(⇔ショート)

【スリッページ 】

お客様ご利用の端末と当社取引システムの間の通信時間差及びお客様の注文を受注後の当社取引システムにおける約定処理に時間を要することにより、お客様の発注時の注文価格と実際の約定価格との間に価格差が発生することをいい、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。特に、重要経済指標発表又はその他政治、経済情勢の影響等、週末発生した突発事象、重要な国際イベントの開催、週末のクローズ価格から週初のオープン価格の間に乖離が大きい場合、スリッページが予想外に拡大する場合があります。

成行注文、指値注文、逆指値注文等を行う際、取引の発注時に取引画面に表示されている注文価格と、実際の約定した価格との間に差が生じる場合があります。

【ツー・ウェイ・プライス】

売値と買値の両方を同時に提示することを意味します。

【デイ・トレード】

同日内に、ポジションの新規保有及び決済する取引のことです。イントラデイ・トレードとも呼びます。

【テクニカル分析（テクニカルぶんせき）】

過去の価格の推移など、いわゆる市場内部的要因のデータを統計的に分析して、相場の方向性を予測する手法のことをいいます。

【特定投資家（とくていとうしか）】

店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。特定投資家以外の法人及び一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

【店頭デリバティブ取引（てんとうデリバティブとりひき）】

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらず行われるデリバティブ取引をいいます。

【値洗い（ねあらい）】

ポジションを、市場価格の変化に伴い、時価評価する手続きをいいます。

【ファンダメンタル分析（ファンダメンタルぶんせき）】

価格形成を左右する要因の中で、基礎的な要因となるものを分析する手法です。

【ヘッジ取引（ヘッジとりひき）】

現在保有しているあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを先物市場や店頭市場で設定する取引をいいます。

【約定日】

取引が成立した日のことです。

【両建て（りょうだて）】

同一の商品の売りポジションと買いポジションを同時に持つことをいいます。

【レバレッジ】

テコの原理のことです。レバレッジを効かせることにより、少額の資金でより大きな資金の取引ができます。

【ロスカット】

顧客の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、顧客のポジションを強制的に決済することをいいます。

【ロールオーバー】

店頭 CFD 取引において、同一営業日中に反対売買されなかったポジションの決済期限を翌営業日に繰り越すことをいいます。

以　上

制定　平成 28 年 9 月 12 日
平成 29 年 3 月 1 日　一部改定
平成 29 年 9 月 29 日　一部改定
平成 30 年 2 月 2 日　一部改定
平成 30 年 5 月 31 日　一部改定
平成 30 年 12 月 25 日　一部改定
平成 31 年 3 月 29 日　一部改定
令和元年 6 月 18 日　一部改定
令和元年 8 月 6 日　一部改定
令和元年 8 月 30 日　一部改定
令和元年 10 月 25 日　一部改定
令和元年 11 月 11 日　一部改定
令和 2 年 1 月 9 日　一部改定
令和 2 年 3 月 2 日　一部改定
令和 2 年 3 月 31 日　一部改定